



平成25年度静岡市発達障がい者支援実態調査実施要領

第1 目的

静岡市の発達障がい者支援について、「相談支援ファイル」（すくすくファイル）の活用状況を調査し、実際にファイルを使っていると思われる方からの意見を基に、今後、さらに使いやすいファイル様式、配布方法等を検討し、「相談支援ファイル」（すくすくファイル）の一層の充実強化及び相談支援体制の整備を目的とする。市内公私立保育園に通う2歳児の保護者及び幼児言語教室に通う児童の保護者へアンケートを実施するにあたり、市内公私立保育園及び市内幼児言語教室（4教室）を対象に、「発達障害者支援体制整備事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「発達障害者支援体制整備事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）の3の（3）に基づき、個別の支援計画作成等の実施状況を含めた支援体制整備に関する調査及び調査結果に基づく評価（以下「実態調査」という。）を行う。

第2 実施主体

実態調査は、保健福祉局福祉部障害者福祉課が主体となって実施する。

なお、実施に際しては、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会（静岡市発達障害者支援センター運営事業受託者）の協力を得るものとする。

第3 実施対象

- ① 市内公私立保育園（107園）に通う2歳児（平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ）の保護者全員（1園については、2歳児は在園していないため107園とする。）
- ② 市内幼児言語教室（4教室）に通う児童の保護者全員
- ③ 市内公私立保育園（108園）
- ④ 市内幼児言語教室（4教室）とする。

第4 実施内容

- （1）市内公私立保育園に通う2歳児の保護者全員及び幼児言語教室に通う児童の保護者全員に対する実態調査の調査項目

次に定める項目について、調査を行う。

なお、具体的な項目については、別紙調査票のとおり。

- ① 「すくすくファイル」所持状況について
- ② 「すくすくファイル」各シート記入状況について
- ③ 「すくすくファイル」使用状況について
- ④ 「すくすくファイル」の内容・大きさ・紙質について
- ⑤ お子さんについて、子育てで気になることについて
- ⑥ お子さんについて、気になることを相談できる場所について

- （2）市内公私立保育園に対する実態調査の調査項目

次に定める項目について、調査を行う。

なお、具体的な項目については、別紙調査票のとおり。

- ① 「すくすくファイル」／「サポートプラン（個別支援計画）」の活用状況について
ア「すくすくファイル」を利用した相談について
イ「すくすくファイル」／「サポートプラン（個別支援計画）」作成状況について

- ウ 個別支援計画で使用する様式について
- エ 「発達障がい児」「発達が気になる児童」の人数について
- オ 個別支援計画作成の内訳について
- カ 就学相談に関する個別支援計画書・申送書等作成について
- キ 就学相談に関する個別支援計画書・申送書等作成人数について
- ク 就学相談に関する個別支援計画書・申送書等様式について
- ケ 「すくすくファイル」／「サポートプラン（個別支援計画）」事例について
- コ 「すくすくファイル」／「サポートプラン（個別支援計画）」の使用について
- サ 「すくすくファイル」／「サポートプラン（個別支援計画）」の内容・大きさ・紙質について

② 支援体制サポート強化事業・サポートコーチの巡回指導について

③ 支援体制サポート強化事業・ペアレントメンターの活用について

(3) 市内幼児言語教室（4教室）に対する実態調査の調査項目

次に定める項目について、調査を行う。

なお、具体的な項目については、別紙調査票のとおり。

① 「すくすくファイル」／「サポートプラン（個別支援計画）」の活用状況について

ア 「すくすくファイル」を利用した相談について

イ 「すくすくファイル」／「サポートプラン（個別支援計画）」作成状況について

ウ 個別支援計画で使用する様式について

エ 「発達障がい児」「発達が気になる児童」の人数について

オ 個別支援計画作成の内訳について

カ 就学相談に関する個別支援計画書・申送書等作成について

キ 就学相談に関する個別支援計画書・申送書等作成人数について

ク 就学相談に関する個別支援計画書・申送書等様式について

ケ 「すくすくファイル」／「サポートプラン（個別支援計画）」事例について

コ 「すくすくファイル」／「サポートプラン（個別支援計画）」の使用について

サ 「すくすくファイル」／「サポートプラン（個別支援計画）」の内容・大きさ・紙質について

② 支援体制サポート強化事業・ペアレントメンターの活用について

(4) 調査方法

① 市内公立保育園

保育園長会にて、保育園用調査票及び保護者用アンケート調査票を配付する。各保育園より対象保護者へアンケート用紙を配付する。期限までに対象保護者からアンケート回答用紙を提出、取りまとめ、保育園用調査票と同封し、保育課行き文書便にて提出。保育課から受け取る。

② 市内私立保育園

保育課から保育園行き文書便にて、保育園用調査票及び保護者用アンケート調査票を送付する。各保育園より対象保護者へアンケート用紙を配付する。期限までに対象保護者からアンケート回答用紙を提出、取りまとめ、保育園用調査票と同封し、保育課行き文書便にて提出。保育課から受け取る。

③ 市内幼児言語教室

各幼児言語教室へ、幼児言語教室用調査票及び保護者用アンケート調査票を配付、幼児言語教室より対象保護者へアンケート用紙を配付する。回収用ボックスを設置し、期限までに投函。回答期限後、幼児言語教室用調査票及び回収用ボックスを障害者福祉課にて回収する。

(5) 結果分析及び評価

実施主体は、調査終了後に結果の取りまとめ及び整理を行い、その取組み状況や現状等についての分析及び評価を行う。

第5 実態調査の検証及び結果の公表

(1) 調査結果の検証

調査結果（分析及び評価した内容を含む。）については、静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会に付議し、内容の検証を得るものとする。

(2) 調査結果の公表

委員会にて検証を受けた調査結果は、これを公表する。また、同内容は、国要綱に基づき、厚生労働大臣へ報告する。

第6 実施期間

- (1) 実態調査 平成25年11月から平成25年12月まで
- (2) アンケート調査及び回収 平成25年11月中旬から平成25年12月下旬まで
- (3) 調査結果の取りまとめ及び整理、分析並びに評価 平成26年1月まで
- (4) 調査結果の検証 平成26年2月
- (5) 調査結果の公表 平成26年4月
- (6) 厚生労働大臣への報告 平成26年4月

第7 その他

この要領に定めのない事項については、実施主体が別に定める。